



2026年5月14日

各位

会社名 明治ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 松田 克也
(コード:2269 東証プライム)
問合せ先 IR 部長 田中 正司
(TEL:03-3273-3524)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、2026年6月26日開催予定の第17回定時株主総会に、「剰余金の配当等の決定機関に関する定款一部変更の件」に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

剰余金の配当等について、高度な専門性を有する取締役会において剰余金の配当等を決定することが、株主の皆さまの中長期的な利益の最大化につながると考えられること、および株主の皆さまへの機動的な利益還元に資することから、引き続き取締役会で剰余金の配当等を決定することができるものとしつつ、一方で、株主還元の拡充や成長投資等の資本の使い方について、株主さまとの建設的な対話の重要性が増していると考えられることから、株主さまからご提案がある場合には株主総会の決議によって定めることができるよう、当社定款第44条(剰余金の配当等の決定機関)を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しています)

現行定款	変更案
(剰余金の配当等の決定機関) 第44条 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項については、法令の別段の定めのある場合を除き、 <u>株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず</u> 、当社は、取締役会の決議によって、中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をいう)をすることができる。	(剰余金の配当等の決定機関) 第44条 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項については、法令の別段の定めのある場合を除き、 <u>取締役会の決議によって定めることができる。</u> 2. 当社は、取締役会の決議によって、中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をいう)をすることができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日 2026年6月26日(予定)

以上